

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

平成 28 年 4 月 22 日

（照会者名） 殿

金融庁監督局証券課長

平成 28 年 4 月 18 日付けをもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本回答は、照会書面に記載された事項のみを前提に、あくまで照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

照会のあった対象金利スワップ契約に係る本件対応について、照会書面 3.イ及びロに掲げる要件を充足することが確認される場合には、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 38 条第 8 号及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 117 条第 1 項第 3 号並びに同法第 39 条第 1 項に違反しない。